

令和2年(ワ)第2509号
反訴原告 天羽優子
反訴被告 株式会社ウルフアンドカンパニー

証拠説明書2

令和3年3月26日

さいたま地方裁判所第4民事部合議2係 御中

反訴原告 天羽優子

乙号証	標目	原本・ 写しの 別	作成年月日	作成者	立証趣旨
11	裁判の件	写し	2021/03/18	被告	2021/03/01に、反訴被告が、山形地裁の訴訟の取り下げを条件に本訴の訴訟取り下げを打診するメールを送信したこと。反訴被告が取り下げを打診した事情が、「現在、私は父の介護や、自社の外国人人材紹介業が引合いが多く多忙で365日休まず働いています、それに加え、政治活動も始めました。」「現在、殆ど次亜塩素酸水の営業活動ができずにおり、争っても不毛だなと感じております。」というものであったこと。

以上